

瀬戸市教育委員会訓令第1号

事務局

教育機関

瀬戸市教育委員会公印取扱規程（平成13年瀬戸市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月29日

瀬戸市教育委員会

教育長 深見和博

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>瀬戸市教育委員会の公印の取扱いについては、瀬戸市公印取扱規程（昭和56年瀬戸市訓令第2号）の例による。</p> <p>この場合において、同規程第6条中「行政課長」とあるのは「<u>教育政策課長</u>」と、「副市長」とあるのは「教育長」と、「市印、市役所印及び市長印（各課（公所）専用市長印を除く。）」とあるのは「委員会印及び教育長印」と、同規程第7条中「市印、市役所印又は市長印」とあるのは「委員会印又は教育長印」と、同規程第8条中「行政課長」とあるのは「<u>教育政策課長</u>」と、同規程第9条中「行政課長」とあるのは「<u>教</u>長」と、同規程第9条中「行政課長」とあるのは「<u>学</u>育政策課長」と、「副市長」とあるのは「教育長」と、同規程第11条中「行政課長」とあるのは「<u>教育政策課長</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>瀬戸市教育委員会の公印の取扱いについては、瀬戸市公印取扱規程（昭和56年瀬戸市訓令第2号）の例による。</p> <p>この場合において、同規程第6条中「行政課長」とあるのは「<u>学校教育課長</u>」と、「副市長」とあるのは「教育長」と、「市印、市役所印及び市長印（各課（公所）専用市長印を除く。）」とあるのは「委員会印及び教育長印」と、同規程第7条中「市印、市役所印又は市長印」とあるのは「委員会印又は教育長印」と、同規程第8条中「行政課長」とあるのは「<u>学校教育課長</u>」と、同規程第9条中「行政課長」とあるのは「<u>学</u>校教育課長」と、「副市長」とあるのは「教育長」と、同規程第11条中「行政課長」とあるのは「<u>学校教育課長</u>」と読み替えるものとする。</p>

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。